平成２９年（フ）第５７１号
横浜市栄区長沼町262番地１　恒陽戸塚マンション505号
破産者　寺田　　浩
１　決定年月日　平成29年11月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９１号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―1215号
破産者　住本　和子
１　決定年月日　平成29年11月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２号
兵庫県丹波市氷上町石生881番地５、開始決定時の住所兵庫県丹波市氷上町御油293番地
破産者　芦田　　直
１　決定年月日　平成29年11月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

平成２７年（フ）第１２３号
鳥取県米子市西福原７丁目11番19号　102号、前住所鳥取県米子市西福原９丁目２番18号301号
破産者　生田　安彦
１　決定年月日　平成29年11月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第５６８号
北九州市八幡西区則松５丁目15番２―307号
破産者　赤石美惠子
１　破産債権の届出期間　平成29年12月１日まで
２　一般調査期日　平成29年12月12日午前10時
平成29年11月10日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第９３号
福岡県久留米市長門石５丁目８番69―202号
破産者　野口妃登美
１　破産債権の届出期間　平成29年12月11日まで
２　一般調査期日　平成30年１月15日午前10時20分
平成29年11月９日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２９９号
兵庫県加古川市別府町西脇３丁目100番地
破産者　久戸瀬昭雄
１　破産債権の届出期間　平成29年12月13日まで
２　一般調査期日　平成30年１月12日午前10時30分
平成29年11月８日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第９２号
奈良市東九条町960番地　県住姫寺団地２―103号
破産者　浅生　一幸
１　破産債権の届出期間　平成29年12月20日まで
２　一般調査期日　平成30年１月23日午前10時
平成29年11月９日　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１１７号
函館市東雲町13番12号
破産者　川上　洋子
１　破産債権の届出期間　平成29年12月22日まで
２　一般調査期日　平成30年２月８日午前11時30分
平成29年11月10日　函館地方裁判所

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１１６号
東京都港区高輪４―24―24―203、住民票上の住所神奈川県横須賀市秋谷4480―17
破産者　小椋　　悟
免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
平成29年11月10日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第３号
高知市桟橋通４丁目12番７号
清算株式会社　土佐電気鉄道株式会社
代表清算人　松浦　政志、岩村　雅康
１　決定年月日　平成29年11月８日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　通則
⑴　定義
協定債権のうち、元本部分を「特別清算債権」という。なお、清算株式会社が協定債権者に対する債権を有する場合は、当該債権と協定債権のうち元本とを対当額で相殺した後の残額を特別清算債権とする。
⑵　債権の合算
本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとにすべての債権を合算して１つの債権とみなす。
⑶　弁済の場所
本協定における弁済は、協定債権者が別途指定する金融機関の口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑷　弁済における端数の切り捨て
弁済金及び免除を受ける額の計算にあたっては、１円未満の端数は切り捨てる。
２　協定債権の取扱い
⑴　協定債権の弁済
清算株式会社は、清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、［１］清算結了までに発生し、又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他の一般の優先権がある債権、［２］特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び［３］特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、協定債権者に対し、各特別清算債権額の割合に応じて按分して弁済する。
⑵　協定債権の免除
ア　元本（特別清算債権）
元本（特別清算債権）については、上記⑴の弁済時に、各協定債権者の特別清算債権の総額から上記⑴の弁済額を控除した残額について免除を受ける。
イ　利息債権及び遅延損害金請求権
協定債権者の有する協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定の認可決定確定日に、全額の免除を受ける。
⑶　新たな財産が発見された場合の取扱い
本件弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、清算株式会社と協定債権者との協議の上当該財産を換価し、換価代金から［１］一般の先取特権その他の一般の優先権がある債権、［２］特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び［３］特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、協定債権者に対し、各特別清算債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合、上記⑵アに基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
高知地方裁判所民事部

監督命令取消

平成２９年（再）第２号
北海道上磯郡木古内町字木古内207番地73
再生債務者　株式会社茂泉建設
主文　平成29年２月27日にした監督命令を取り消す。
平成29年11月８日　函館地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２９年（再）第５号
静岡県磐田市福田1201番地の１
再生債務者　有限会社スズキ薬品
１　決議に付する計画案　平成29年11月１日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成29年12月27日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成29年12月20日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成29年12月13日
平成29年11月９日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係